



2026年3月11日

各 位

会 社 名 江崎グリコ株式会社
代表者名 代表取締役会長 江崎 勝久
(コード番号 2206 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
株式IR担当 高橋 真一
(TEL 06-6477-8167)

議決権行使助言会社ISS社の推奨レポートに関する当社取締役会の見解について

当社は、2026年3月24日開催予定の第121回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社株主であるロンシャン・SICAV（代理人ダルトン・インベストメンツ・インク。以下、「本提案株主」といいます。）より株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を受領しておりますが、2026年2月13日付「株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ」（以下「2月13日付当社開示文書」といいます。）にて公表したとおり、当社取締役会は本株主提案の全てに反対する旨を決議しております。

このような状況の下、当社は議決権行使助言会社であるInstitutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS社」といいます。）との対話の機会を設け、2月13日付当社開示文書の内容について説明を行いました。しかし、今般、ISS社からは本株主提案の第5号議案、第6号議案、第7号議案に対して賛成推奨を行うレポート（以下「本レポート」といいます。）が公表されたことを確認いたしました。

ISS社による第5号議案、第6号議案、第7号議案に対する賛成推奨につきましては、同社が当社側の説明を考慮されないまま、独自の前提に基づく分析を行っております。本レポートが、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益の確保の観点からすれば、株主の皆様が議決権を適切に行使用いただけないことを憂慮するものです。

つきましては、以下のとおり、ISS社の第5号議案、第6号議案及び第7号議案に対する賛成推奨について当社の見解を述べさせていただきますので、株主の皆様におかれましては、当社の見解をご理解いただき、議決権行使の判断をしていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. ISS社賛否推奨内容

【株主提案議案】

第5号議案	取締役2名選任の件	: 賛成推奨
第6号議案	自己株式取得の件	: 賛成推奨
第7号議案	譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件	: 賛成推奨
第8号議案	資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する定款変更の件	: 反対推奨

2. ISS社賛成推奨に対する当社の見解

① 「第5号議案 取締役2名選任の件」

本レポートによると、本株主提案については、当社取締役会の構成上、創業家一族が事業運営や資本配分に及ぼす潜在的な影響を考慮すると、社外取締役経験を有し財務分野に精通する株主提案候補者2名の選任は、こうした懸念への対応に資することが期待されることとして賛成推奨が行われております。また、当社定款では取締役の員数の上限を11名と定めており、第1号議案及び第5号議案において合計10名の取締役候補者が指名されていることから、形式上は取締役会

の上限枠内であれば複数候補者への賛成投票が可能である点も踏まえ、賛成推奨を行っております。

当社は、2月13日付当社開示文書に記載のとおり、過半数を社外取締役が占める指名・報酬委員会において慎重に検討した結果、①当社の中長期的な経営方針との整合性、②特定株主との関係性に起因する利益相反の可能性、③取締役会の独立性および構成バランスへの影響という観点から当該候補者の選任は適切ではないと判断しており、当社取締役会はすべての株主の利益のために機能すべきであり、特定の株主の利益を代表する可能性のある取締役の選任については、慎重な検討が必要であると考えております。

また、ISS社の日本向け議決権行使助言基準においては、今回のような株主提案については個別判断すると定めているものの、通常の社外取締役の独立性に関するガイドラインについては、会社と当該候補者との関係性を踏まえて判断する考え方が示されています。同基準では、例えば会社の大株主である組織において勤務経験がある場合などには、独立性を有しないと判断される可能性がある旨が示されています。今回の株主提案候補者は、当社の主要株主であるダルトン・インベストメンツ・インク（※発行済株式総数の10.27%を保有）の役員であり、このような関係性についてはISS社の独立性基準に照らしても慎重な検討が必要であると当社は考えております。

さらに、当社は取締役会の監督機能の実効性を確保する観点から、取締役会の独立性および構成のバランスを重要視しています。現在の当社取締役会は独立社外取締役3名を含む構成となっておりますが、ISS社が賛成推奨している株主提案候補者が選任された場合、取締役会の構成は10名となる可能性があり、その場合、独立社外取締役の割合は3名（約30%）となる見込みです。多くの機関投資家の議決権行使基準では、取締役会に占める独立社外取締役の割合として3分の1以上が一つの目安とされており、当社としては、取締役会の独立性および監督機能の観点からも、この点について慎重に検討する必要があると考えております。

当社はISS社との対話の機会において、株主提案に反対する理由、当社の中期経営計画、資本政策、ガバナンス体制、ならびに株主提案候補者の独立性および利益相反に関する懸念について説明を行いました。しかしながら、本レポートによる賛成推奨は、当社が説明した内容のうち、とりわけ「主要株主の関係者を社外取締役として追加選任することが、一般株主との利益相反や取締役会の独立性低下につながる可能性がある」という論点について、十分に考慮されていない可能性があり、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益の確保といった観点を鑑みても、必ずしも適切な推奨がなされていない可能性があるものと考えております。

② 「第6号議案 自己株取得の件」について

本レポートによると、本株主提案は、取締役会にこのような権限を付与することによる株主への悪影響は生じにくいと考えられ、また、本議案への投票は資本効率に対する関心を向上させる手段となり得るとして、賛成推奨を行っております。

当社は、2月13日付当社開示文書に記載のとおり、2025年2月13日に公表した中期経営計画（2025年度～2027年度）において、海外を中心とした成長投資の加速と、安定的かつ継続的な株主還元の両立を掲げ、成長投資・通常投資・株主還元に対する資金配分を総合的に設計しており、具体的には、手元資金及び中期経営計画期間中に創出される営業キャッシュ・フローを原資として、事業継続に必要な通常投資、海外生産能力増強等を含む中長期的な成長投資、配当性向45%以上を基本とする株主還元を実施することにより、中長期的な企業価値の向上と株主共同の利益の確保を目的としたバランスの取れた資本政策を計画しております。

また、当社は、2025年度におけるチョコレート製品回収等による業績への影響や、これまでのIR/SR活動を通じた機関投資家との対話に鑑み、検討を重ねた結果、今後の中期経営計画の遂行及び資本効率向上の観点から株主還元を強化するべく、2026年2月13日開示いたしました『自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ』の通り、2026年度において当初の株主還元計画に加え、250億円（上限）の自己株式取得を実施することを決定しております。

しかしながら、本レポートによる賛成推奨は、あくまでも資本効率性に関する懸念を提起する手段として行われたものであり、当社が2026年2月13日付『自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ』において、2026年度に250億円（上限）の自己株式取得を決定している事実や、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益への影響といった観点が十分に考慮されていない可能性があり、必ずしも適切な推奨がなされていない可能性があるものと考えて

おります。

③ 「第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件」について

本レポートによると、本株主提案は、対象取締役および執行役の株価パフォーマンスへの関心を高め、株主の利益とより密接に一致させることに寄与する可能性が高いことから賛成推奨を行っております。加えて、業績達成条件に関連する情報（業績測定のための経営指標の種類など）が、具体的ではないにせよ開示されている場合、ISSはガイドライン適用において十分な開示とみなし、こうした条件が設定・開示されていなくとも、制限期間が3年以上ある場合、または受領者が3年以内に退職する場合に退職後に株式が処分可能となる場合、ISSは譲渡制限付株式報酬制度を支持しております。

当社は、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、2018年6月28日開催の第113回定時株主総会の決議に基づき、社外取締役を除く取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象に、事後交付型の譲渡制限付株式報酬制度（年額150百万円以内、株式数の上限年27,000株以内）を導入しております。

また、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、事後交付型の譲渡制限付株式報酬を年額300百万円以内に引き上げるべく、2026年3月24日に開催予定の当社第121回定時株主総会における会社提案として「当社取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件」を議案として上程予定です。現状の報酬体系において株式報酬が最大額付与された場合、対象取締役等の報酬総額の約5割が株式報酬になる設計としております。

加えて、当社は2024年度より、グループ従業員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これは、経営層のみならず、グループ全体でパーパスの実現及び企業価値向上に向けて一致団結し、株価に対する意識の向上及び株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的としたものです。

しかしながら、本レポートによると、本株主提案への推奨を報酬の付与対象者、希薄化率、譲渡制限期間等の形式的な判断基準のみを踏まえて行われたものであり、当社の現状が加味された適切な推奨がなされていない可能性があるものと考えております。

株主の皆様におかれましては、当社の見解をご理解いただき、受託者責任に基づき中長期的な企業価値への影響を踏まえた慎重な判断をしていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上